

【資料編】

用語解説	206
事務事業評価票（評価シート）	222
計画策定に関する審議経過	224
北九州市環境審議会名簿	225
市民意見の募集結果について	226
北九州市環境基本条例	227
北九州市環境審議会規則	233

用語解説

【あ】

アイドリングストップ

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。そうした行動を推奨する運動を指す概念としても用いられる。エネルギー使用量の削減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的とし、アイドリングストップ運動という場合もある。近年、自動車自体にアイドリングストップ機能が設けられたものもある。

アジア低炭素化センター

アジア地域の低炭素化を通じて、地域経済の活性化を図るための中核施設として、平成 22 年 6 月に、八幡東区平野に開設。

経済発展著しいアジア諸国などに対して、従来の政府レベルの協力事業に加え、高い技術力を持つ市内企業による環境ビジネス参入支援を積極的に進めている。

アジアの技術首都ブランド

本市が目指す都市ブランドのひとつ。ものづくりのまちとして発展してきた本市では、世界的な企業が育っており、今後、既存産業のさらなる高度化を図るとともに、新たな成長産業の集積を促進し、「アジアの中核的なものづくり拠点」を形成していく。また、環境、上下水道、消防などの技術分野でも国際協力を進めており、このような交流を通じて、アジア地域の発展に貢献し、「アジアの技術首都」を目指している。

アジェンダ 21

21 世紀に向け持続可能な開発を実現するために各国及び国際機関が実行すべき行動計画を具体的に規定するものとして、平成 4 年 6 月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議(通称:地球サミット)で採択。持続可能な開発を実現するための具体的な行動計画である「アジェンダ 21」が合意された。大気、水、廃棄物などの具体的な問題についてのプログラムとともに、この行動を

実践する主要グループの役割強化、財源などの実施手段のあり方が規定されている。

アスベスト

「石綿」とも言われる繊維状の天然鉱物の総称で、その用途の約 9 割は建材。複数の種類があり、それぞれ毒性に差がある。アスベスト暴露による健康被害が問題になり、工場周辺(敷地境界)には、10 本/ℓ 以下という基準が設けられているが、大気環境基準はない。

【い】

イノベーション

技術革新にとどまらず、生活スタイルや社会システムを大きく変えるような「一大革新」や「新機軸」を指し、大変幅広い意味。

インセンティブ

意欲を引き出すために外部から与える刺激、誘因、動機づけ。奨励金、報奨金、優遇措置など。

【う】

ウォータープラザ

平成 22 年、小倉北区の日明浄化センター内に開設。世界の水問題解決に向け、各種水資源を有効活用するために必要となる先進技術を実証研究し、また、研究の成果を、国内外に情報発信して技術普及を進めることを目的とした施設。

【え】

エコアクション 21 (EA 21)

環境省が策定したガイドラインに基づく、主に中小企業を対象にした環境経営認証・登録制度。二酸化炭素・廃棄物などの削減に取り組み、その活動レポートを作成、公表し、審査人による審査等を経て、環境にやさしい経営の証明が得られる仕組み。

エコタウン

資源循環型社会の構築を目指し、地域の産業蓄積を活かした「環境産業の育成」と、「廃棄物の発生抑制・リサイクル」の推進によ

り、地方自治体が主体となり、産学官と連携して先進的な環境調和型まちづくりを目指す取組。

エコツーリズム・グリーンツーリズム

自然に触れながら、そこに生きる動植物の生態を学び、自然を大切にしようという気持ちを育てる新しい旅行の形態。自然保護と観光の両立をはかる新しい取組として注目されている。

エコドライブ

無駄なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキをやめることなど、車を運転する上で容易に実施できる環境対策のこと。二酸化炭素(CO₂)や排ガスの削減に有効であり、燃料・経費の節約につながる。

エコプレミアム

「エコ」と「プレミアム」を組み合わせた造語で、環境負荷が低いことを新しい付加価値として捉えた製品や技術、産業活動を選定。

エコライフステージ

北九州市で開催される、日頃から環境活動を行う市民団体などの活動発表や、市民が環境活動を実践するきっかけづくりの場として、一年を通して様々な場において市民主体で企画・実施される環境行事。

エネルギー消費原単位

エネルギー消費量を、生産量や床面積などエネルギーの消費と密接な関係を持つ値で除したもの。エネルギーの利用効率を表す指標。

エネルギーマネジメント

電気、熱、ガスなどのエネルギーの見える化や設備の最適運用などを実現するシステムのことであり、ICTを用いてエネルギー使用状況を適切に把握・管理し、省エネルギー及び負荷平準化等によりエネルギーの合理的使用につなげること。

【お】

温室効果ガス（GHG）

地球温暖化を引き起こす温室効果を有するガスの総称で、地球温暖化対策の推進に関する法律で二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFC_s)、パーフルオロカーボン類(PFC_s)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類が温室効果ガスとして定義されている。GHGはGreen House Gasの略。

【か】

カーボン・クレジット

国間で取引可能な温室効果ガスの排出削減量証明。「排出枠」、「クレジット」ということもある。

地球温暖化防止のため、先進国は京都議定書に基づいて、CO₂の排出量上限を決めているが、自国の排出削減努力だけで削減しきれない分について、排出枠に満たない国の排出量を取引することができる。この排出量を企業間や国際間で流通するときに、クレジットとして取り扱われる。

カーボン・プライシング

CO₂の排出に対して価格(炭素価格)を付与することなどを通じて、化石燃料消費などのCO₂を排出する行為を抑制する施策の総称。

外来種

人為の影響によって本来の生息地域から、元々は生息していなかった地域に入り込んだ生物のこと。在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼす。

拡大生産者責任（EPR）

EPR(Extended Producer Responsibility)ともいう。生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適切なリユース・リサイクルや処分に一定の責務(物理的又は金銭的責務)を負うという考え方。

環境影響評価（環境アセスメント）

事業の実施等が環境に及ぼす影響の程度と範囲、その防止策等について事前に調査・予測・評価し、その結果を公表して市民

などから意見を聴き、環境の保全に配慮した事業計画を作り上げていく制度。

環境エレクトロニクス

環境分野に関する電子工学。パワーエレクトロニクスなど、電力を効率よくコントロールし、電気を使用する機器の省エネ・省電力化及びHV・EV等の自動車や、太陽電池・風力発電・燃料電池等のエネルギー分野で不可欠な技術。

環境ガバナンス

環境問題の解決のための組織的な体制や管理の仕組み。

環境起業家（アントレプレナー）

環境関連で自ら事業を起こす人。

環境基準

環境基本法第16条第1項及びダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、「人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい環境上の条件」を、行政上の目標として具体的に設定した基準。

環境金融

金融市場を通じて環境への配慮に適切な誘因を与えることで、企業や個人の行動を環境配慮型に変えていく手法。金融サービスとしては、環境配慮型企業向けの私募債や特別金利融資、個人に対するエコ住宅ローンの金利優遇、環境配慮行動をサポートする保険などがある。

環境コミュニティビジネス

地域の企業や市民団体、NPO法人など地域コミュニティを形成する主体が連携・協働し、地域の環境課題を解決するために、地域にある資源（人材、環境特性、技術など）を活用して取り組む地域密着型の事業活動を行う。

環境首都

環境に良いことをすることが当たり前で恥ずかしくなく良い気持ちになるまち、市民が

真の豊かさを実感し「ずっとここで暮らしたい」と心から思えるまちのこと。

北九州市を「真の豊かさ」にあふれるまちに育てるため、わたしたち一人ひとりが、環境に配慮した具体的な行動を約束し、環境意識が世界一高い市民になることを目指している。

環境首都ブランド・デザイン

平成16年、市民等からの1,000件を超える意見や提案等をもとに、市民・NPO・企業・学識者等からなる「北九州市環境首都創造会議」で策定。『真の豊かさ』にあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」を目標に、北九州市民環境行動10原則などを盛り込んでいる。

環境首都指標

本計画の3つの柱、「共に生き共に創る」、「環境で経済を拓く」、「都市の持続可能性を高める」を実現するための具体的取組について、どこまで実現したか進捗を図る指標。

環境人財

環境問題を解決していくために、一人ひとりが環境との関わりについて理解し、具体的な行動に結びつけることのできるような人財。本市では、「まちづくりは人づくり」とし、市民は最も重要な財産であると考え、「人財」としている。環境教育・環境学習を通じて、子どもから高齢者まであらゆる世代の人財育成を行うとともに、本市にある教育・研究機関等の施設群を活用し専門的かつ実践的な知見を身につけ、国内外で活躍するような人財を育成する。

環境投資

省エネ設備の導入など、企業が環境を意識して投資すること。

環境配慮設計

DfE (Design for Environment) ともいう。製品のライフサイクル全般にわたって、環境への影響を考慮した設計のことをいい、環境適合設計、エコ・デザインなどとも呼ばれる。

環境未来都市

「環境・超高齢化対応等に向けた、人間中心の新たな価値を創造する都市」を基本コンセプトとして、環境、社会、経済の3つの価値の統合的向上を通じて「誰もが暮らしたいまち」「誰もが活力あるまち」の実現を目指す都市・地域。平成 23 年度に、北九州市を含む 11 都市・地域が選定された。

環境モデル都市

我が国全体を低炭素社会に転換していくため、温室効果ガス排出量の大幅削減などに高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジするモデルとして、政府から選定された自治体。平成 20 年 7 月に北九州市を含む 6 団体が「環境モデル都市」として選定された。平成 21 年に 7 都市、平成 25 年に 7 都市、平成 26 年に 3 都市が追加され、全国で 23 都市となった。

環境リスク

化学物質などが、環境を通じて人や生態系に悪影響を及ぼす可能性や程度のこと。有害性(毒性)の強さと人のばく露量の掛け合わせにより決まる。

環境リテラシー

環境問題に関わる人間の資質や能力を示す概念。リテラシーは、与えられた材料から必要な情報を引き出し、活用する能力のこと。

【き】

希少種

一般的には、数が少なく、簡単に見ることが出来ないような(希にしか見ることが出来ない)生物種を指す。

北九州環境ブランド

本市の先進的な環境への取組を進めることによる価値、評価。「環境といえば北九州」、「環境首都・SDGsといえば北九州」と国内外で認識されるような「北九州環境ブランド」の確立を目指す。

北九州市建築物総合環境性能評価制度 (CASBEE北九州)

Comprehensive Assessment System for Built Environment Efficiency の略。建築環境総合性能評価システム。建築物の品質を、省エネルギーや環境負荷の少ない資機材の使用などの環境配慮や、室内の快適性、景観への配慮などの観点から総合評価する手法。平成 15 年に国土交通省が発表した。

本市では、平成 17 年度に公共建築物の環境性能評価を開始し、平成 20 年度から「北九州市建築物総合環境性能評価制度(CASBEE北九州)」に基づき、民間建築物も含め 2,000 m²以上の建築物を新築等する建築主に「環境配慮計画書」の提出を求め、環境に対する自主的な取組を促し、環境保全や持続可能な都市の実現に向けた取組を進めている。

キャリアパス

職歴の道筋。企業の人材育成制度の中でどのような職務にどのような立場で就くか、またそこに到達するためにどのような経験を積みどのようなスキルを身につけるか、といった道筋。

【く】

クリーナープロダクション

1992年にUNEP(国連環境計画)が推進しているもので、より安全な化学物質をできるだけ少量使って生産活動を行うものづくりを指す。(1)製品や生産工程で人や環境へのリスクを低減させるため継続的に環境対策を適用すること。(2)天然資源やエネルギー資源の保全、有害原材料の除去、廃棄物量とその有害性の低減を図ること。(3)天然資源の採取から製品の廃棄処分に至るライフサイクルを通じた環境への影響を低減すること。(4)専門的知識の適用、技術改善に努めることなど。

グリーンインフラ

グリーンインフラストラクチャーの略称であり、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト

両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めようとするもの。「生態系を利用した防災・減災（Eco-DRR）」に近い概念。なお、海外ではコンクリートなどの人口構造物（グレーインフラ）とグリーンインフラは峻別できるものではなく、連続的なものとの理解もされている。

グリーンコンシューマー

購入の必要性を十分に考え、できるだけ負荷の少ない商品やサービスを優先的に選んで購入（グリーン購入）する消費者。

グリーンシティ・プログラム

OECD（経済協力開発機構）による、モデルとなる都市のグリーン成長に関する政策について他都市との比較に基づき分析・評価を行い、その成果をモデル都市ごとに公表するほか、全体報告書を発行し全世界に情報を発信する事業。

グリーン成長

環境保護と経済成長を両立させながら発展すること、グリーングロース。

グリーン成長都市

OECD（経済協力開発機構）が選定した、グリーン成長を成功させて、その都市政策などが他地域の参考となる都市。北九州市は2011年にパリ、シカゴ、ストックホルムとともに、アジアで初めて選定された。北九州市の取組をまとめた報告書「OECDグリーン成長スタディ 北九州のグリーン成長」が2013年5月、OECDより発行されている。

グリーンファンド

環境問題の解決に資する事業に対する投資、基金。国においては、環境省が所管する「地域低炭素投資促進ファンド事業」により設置された基金を活用し、出資という形で地域において低炭素化プロジェクトを推進する事業者等を支援している。

グリーンボンド

環境問題の解決に資する事業に対し、資金調達する債券。その発行体は、国際機関、中央政府、地方政府、金融機関、事業会社など多岐に渡る。

グローバル500

国連環境計画（UNEP）が、持続可能な開発の基盤である環境の保護及び改善に功績のあった個人または団体を表彰する制度で、毎年6月5日の世界環境の日に同賞の授与式が行われている。

グローバル・シチズンシップ

誰もが地球社会の一員であり、そこに参画する責任を持つ市民だという意識。

グローバル・パートナーシップ

地球規模の協力関係。世界平和・環境問題など世界的問題の解決のために提携すること。

【こ】

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線により光化学反応を起こし、発生する酸化性物質の総称。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度になりやすく、高濃度が続くと目やのど等の粘膜に刺激を与える。

国連地方自治体表彰

平成4年6月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国際会議（通称：地球サミット）において、北九州市は持続可能な取組をしている世界の12都市の一つとして「国連地方自治体表彰」を受賞。

コージェネレーション（熱電併給）

都市ガスやLPガスなどを燃料として、エンジンやタービン、燃料電池などで発電し、その排熱も回収して利用するシステム。回収した熱は、蒸気や温水として工場等の熱源、冷暖房・給湯などに利用する。電気及び熱として利用するため、高いエネルギー効率が実

現できる。

こどもエコクラブ

環境省の呼びかけにより平成 7 年度から始まった、幼児(3 歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。子どもたちの将来にわたる環境保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちが、地域の仲間と一緒に自然観察、リサイクル活動、清掃活動、壁新聞作成、交流会など、主体的に環境学習や取組・活動ができる場。

コンソーシアム

互いに力を合わせて目的に達しようとする組織や人の集団。共同事業体。

コンパクトシティ

市街地が集約され、都市の諸機能が比較的小さな区域に高密度で立地している都市形態を指し、従来の都市域拡大や人口増大を目指した方策を転換する都市計画の考え方。職住近接による通勤渋滞の緩和、高齢者など交通弱者の生活支援、中心市街地の活性化、都市近郊の緑地や農地の保全やエネルギー・環境問題への対応などに繋がる。

【さ】

再生可能エネルギー

太陽光、太陽熱、風力、水力、地熱、生物由来のエネルギー資源であるバイオマスなど、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

雑品スクラップ

鉄、非鉄金属・プラスチック等を含む雑多な「未解体」「未選別」のスクラップ。家庭から違法業者に回収された家電などが雑品スクラップとして海外に輸出され、現地で健康被害を引き起こすなどの問題が生じている。

里地・里山・里海

里地・里山は、人間が生活し、自然が守られ、お互いが共存できる、人里とその山間部

を両方あわせた地域。人間が山と共にくらしてきた文化が色濃く残されており、人の暮らしと密着なかかわりを持つ自然環境をいう。

里海は、里地里山の海側からの考え方であり、古くから水産・流通をはじめ、文化と交流を支えてきた海域であり、人と自然の領域の中間点にあるエリア。いずれも人と自然が共生する場所であり、人の手で陸域と沿岸海域が一体的に総合管理されることによって、物質循環機能が適切に保たれ、豊かで多様な生態系と自然環境を保全することで、私たちに多くの恵みを与えてくれることとなる。

サプライチェーン

原材料の採掘から、加工・生産・運搬・小売・廃棄といった一連の流れ。

産業クラスター

米国の経営学者マイケル・E・ポーターが提示した概念であり、「特定分野における関連企業、専門性の高い供給業者、サービス提供者、関連業界に属する企業、関連機関(大学、規格団体、業界団体など)が地理的に集中し、競争しつつ同時に協力している状態」をいう。

産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物で、金属くずやプラスチックくず、廃酸や汚泥など、廃棄物処理法で指定された 20 種類のもの。

【し】

シェアリング

サービスや製品、技能などを個人や企業などの間で共有し、必要な時に利用する「非所有」をベースとした経済活動。従来からあったカーシェアリングに加えて、コミュニティサイクル、住まいや農地、スキルなどさまざまな分野で製品やサービスをシェアする動きが広がっている。

資源効率性

環境への影響を最小限にしながら、持続可能な方法で地球の限られた資源を使用すること。対象は金属などの資源に限定さ

れず、水、エネルギーなども含む。また、3Rにとどまらず、シェアリングやモノのサービス化など広範な概念を含む。

資源生産性

産業や人々がいかに資源を有効に利用しているかを示す指標。経済的付加価値(GDP)を生み出すに際して、「資源」をどの程度利用しているかを示す指標で、「生産性が高いほど効率的に資源を利用している」ということになる。

次世代エネルギーパーク

市民がエネルギー生産・利用などの状況を実際に見て触れることにより、地球環境との調和などのエネルギー問題への理解を深めていくことを目的として、経済産業省が認定したエネルギーの地域拠点。風力・太陽光発電施設や石油備蓄基地などがある本市響灘地区も平成 19 年度に認定されている(全国初)。

自然資本

土壌、大気、水、植物相、動物相などの自然財産を、社会や企業経営を支える資本のひとつとしてとらえる考え方。

持続可能な開発

1987 年に、「環境と開発に関する世界委員会」、いわゆる「ブルントラント委員会」が、その報告書「われら共有の未来(Our Common Future)」において、「将来世代の需要(ニーズ)を満たす能力を損なうことがないような形で、現在の世代の需要も満足させる開発、いわゆる『持続可能な開発』」を示した。

市民環境力

市民一人ひとりがより良い環境、より良い地域を創出していこうとする意識や能力を持ち、それを行動へとつなげていく力。

循環型社会

廃棄物の排出が抑制され、排出された廃棄物については、可能な限り資源として適正

かつ有効に利用され、どうしても利用できなかったものは、適正に処分されることにより天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会。

循環利用率

循環型社会を実現するために、国が循環型社会形成推進基本計画で採用している指標のひとつ。社会に投入された資源のうち、どれだけのが循環利用されているかを示す。第3次循環型社会形成推進基本計画では、2020 年度における循環利用率の目標を17%と設定している。

省エネ(省エネルギー)

化石燃料、熱、電気などのエネルギーの使用に気を払い、エネルギーを効率よく、効果的(無駄なく、賢く大切にという意味)に使用し、ひいては使用量を削減する一連の取組またはいずれかの取組をいう。

省資源

資源を節約すること。省資源のために、製品の設計開発段階では、資源を効率的に使う工夫や原材料にリサイクルを使うことが求められる。生産段階では、資源の投入量や生産工程から出る廃棄物を減らすことが必要となる。無駄なものを買わず、ものを長期間使うことも省資源につながる。

食品ロス

本来は食べられるのに捨てられている食品。日本では、年間約621万トン(平成26年度推計値)発生しており、日本人1人あたりに換算すると毎日おにぎり1個以上を捨てていることに相当する。

暑熱ストレス

身体に影響を与える夏の暑さ環境(暑熱環境)による身体への熱ストレス。地球温暖化やヒートアイランド現象等により、昔に比べると、夏の暑さによる身体への熱ストレスが大きくなっている。

自立分散型エネルギー

各々の需要家に必要な電力を賄える小さな発電設備を分散配置し、系統電力と効率的に組み合わせるものをいう。平常時の効率的なエネルギー利用だけでなく、災害や事故などにより系統電力が使用できない停電時においても、分散型電源により安定的に電力を利用することができる。

【す】

水銀に関する水俣条約

水銀の一次採掘から貿易、水銀添加製品や製造工程での水銀利用、大気への排出や水・土壌への放出、水銀廃棄物に至るまで、水銀が人の健康や環境に与えるリスクを低減するための包括的な規制を定める条約。平成 25 年 10 月に熊本県で開催された外交会議で、採択・署名が行われ、日本では平成 28 年 2 月に条約を締結し、平成 29 年 8 月に発効した。

水素ステーション

燃料電池自動車(FCV)に水素を供給するための施設で、ガソリン自動車のガソリンスタンドに相当する。水素を外部から輸送して貯蔵するオフサイト型と、都市ガスの改質などにより現地で水素を製造して貯蔵するオンサイト型がある。

ステークホルダー

元々は経営学の概念であり、企業・行政・NPO 等、行動に直接・間接的な役割・利害関係を有する者を指す。日本語では役割主体、利害関係者という。

ストック

貯蔵、蓄えなどと訳され、道路、公園、下水道などの社会資本や、動産・不動産などの個人資産の社会への蓄積の意味で用いられる。環境やまちづくり、建築の世界においては、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄の「フロー型社会」から、社会資本・個人資産を長寿命型にし、モノとしての資産の世代間蓄積を図る「ストック型社会」への転換が必要という考え方が浸透しつつある。

ストックマネジメント

施設の定期的な機能診断に基づく機能保全対策やリノベーションを通じて、既存施設の有効活用や長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減するための技術体系及び管理手法のこと。

スプロール化

虫食いのように、都市の郊外に無秩序・無計画に宅地が伸び広がっていくこと。

スマートグリッド

太陽光発電・風力発電といった再生可能エネルギーが大量導入された社会において、不安定な供給電源である再生可能エネルギーを賢く使いこなすために、蓄電池や情報通信技術等を駆使し、電力需給の最適化を図り安定供給を実現する次世代送電網のこと。

スマートコミュニティ

太陽光や風力など再生可能エネルギーを最大限活用し、一方で、家庭やビル、交通システムをITネットワークでつなげ、電力、熱、水、交通、医療、生活情報など、あらゆるインフラの統合的な管理・最適制御を実現し、エネルギーの消費を地域で最小限に抑え、エネルギーを有効活用する次世代の社会システム。

3Rプラス

天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を形成するための取組。これまでの3R、ごみの発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)に加えて、リニューアブル(Renewable:有機性の資源などの再生可能資源の利用)・リペア(Repair:修理)・リビルド(Rebuild:組み立て直し)・リマニュファクチュアリング(Remanufacturing:再製造)などの様々な「RE」の推進を目指す。

【せ】

生態系を利用した防災・減災

(Ecosystem-based disaster risk Reduction : Eco-DRR)

生態系と生態系サービスを維持することで、危険な自然現象に対する緩衝帯・緩衝材として用いるとともに、食糧や水の供給などの機能により、人間や地域社会の自然災害への対応を支える考え方。グリーンインフラの類似概念。

生物多様性

生物の種類、種の多様性を意味するに止まらず、同じ種類であっても見られる個性の多様性や多様な種の生活を保障する生態系の多様性など、地球の生命の豊かさを広く表す言葉である。生物の多様性を守る理由は、生態系が提供する「自然の恵み」や人間の安全で豊かな生活を将来にわたって確保することである。

セーフティネット

社会的・個人的な危機に対応する方策。雇用保険、生活保護、年金、預金保険、融資に対する信用保証など。安全策。

セクター

物事のある範囲全体のうちの一部分、社会を構成する一部分などを指す。部門、部署。

ゼロ・エミッション

市民生活や産業活動から出る廃棄物を他の産業分野の原材料として利用することにより、廃棄物をできる限りゼロにすることを目指す構想。

【そ】

総合特区

平成23年8月1日に施行された「総合特別区域法」に基づき創設された制度。産業の国際競争力の強化、地域の活性化のための包括的かつ先駆的なチャレンジに対し、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置などにより総合的な支援を行うもの。

ゾーニング

ある区域をいくつかの区域に分けること。

【た】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDDs)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDFs)、コプラナーポリ塩化ジフェニル(Co-PCB)の3種の化学物質群の総称で、主として物質の燃焼で発生する有害物質。

多層的グリーン・ガバナンス

環境問題に対する様々な主体による多彩な処理能力。

脱炭素社会

「超低炭素社会」をさらに進めたもの。温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成し、人為的な排出量を実質的にゼロにする社会。

【ち】

地域経済循環

地域内企業の経済活動を通じて生産された付加価値が、域内の労働者や企業の所得として分配され、域内での消費や投資として支出されることで、域内で経済が循環し、経済の活性化が図られるもの。例えば、再生可能エネルギーやリサイクル事業の積極導入によって、これまで域外に流出していた光熱費や原料費が域内に支払われるようになり、また、域内への新たな投資を呼び込むこととなり、地域の経済活性化に繋がることとなる。

地域コミュニティ

日常生活のふれあいや共同の活動、共通の経験を通して生み出されるお互いの連帯感や共同意識と信頼関係を築きながら、自分たちが住んでいる地域をみんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会のこと。

地球温暖化

石炭や石油などのエネルギーの大量消費によって大気中の二酸化炭素などの温室効果ガスが増加し、地球の平均気温が上昇すること。温暖化に伴い、気候や生態系の変動が危惧されている。

地産地消

「地元生産地元消費」の略語で、地元で生産された産物を地元で消費するという考え方により行われている取組。

地方創生

各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で自発的な社会を創生すること。政府は、平成 26 年 11 月に「まち・ひと・しごと創生法」を制定し、同年 12 月 27 日には、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定した。

本市においても、平成 26 年 11 月に市長を本部長とする「北九州市まち・ひと・しごと創生推進本部」、平成 27 年 2 月には「北九州市まち・ひと・しごと創生有識者会議」を立ち上げるとともに、同年 3 月には「北九州市まち・ひと・しごと創生推進協議会」を設置し、平成 27 年 10 月に『北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略』を策定。平成 29 年 4 月改訂。

超低炭素社会

「低炭素社会」をさらに進めたもの。本市の北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市計画(平成 28 年 8 月策定)に掲げられた 2030 年度(2005 年度比で 30%削減)・2050 年度目標(2005 年度比で 50%削減及びアジア地域で 150%削減)を達成し、さらに、5 年ごとの実行計画等の見直しにおいて、取組の強化や目標の上乗せ、海外での削減取組などを進めていくことで、国の長期目標(2050 年 80%削減)を実現した社会。

【て】

低炭素社会

二酸化炭素などの温室効果ガスの排出をできるだけ抑えながら経済発展を図り、人々が安心して暮らすことができる社会。化石燃料利用の削減、再生可能エネルギー利用の促進、エネルギー効率の向上、資源有効利用などが代表的な方策とされている。

テクニカルビジット

先進技術を学びに行く視察旅行のこと。産

業視察だけでなく、行政視察も含まれる。

天然資源

天然に存在して、人間の生活や生産活動に利用しうる物資・エネルギーの総称。土地・水・埋蔵鉱物・森林・水産生物、石油、石炭、天然ガスなど。

【な】 内発的

外からの働きかけによらずに、内部から自然に起こること。

【ね】

ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス ネット・ゼロ・エネルギー・ビル

外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅、建築物のこと。

燃料電池

水素と酸素の電気化学的な反応により発生した電気を継続的に取り出すことができる「発電装置」。乾電池や蓄電池のように蓄えた電気を放出する「電池」とは異なる。

【の】

ノーマイカーデー

ノーマイカーデーは、主に地方自治体が行う、交通渋滞緩和、大気汚染抑制等を目的として、一定の月日・曜日・期間を定めて、公共交通機関や自転車、徒歩の利用を促すキャンペーン。ノーカーデーとも呼ばれる。

「残しま宣言」運動

食品ロスの削減に向けた取組として、市民や飲食店が取り組むことができる運動として、北九州市で平成 27 年 11 月に開始。家庭と外食時の取組があり、誰もがちょっとした心がけでできるものとなっている。市民の食べ切りを促進する取組を行っている飲食店等は、

「残しま宣言応援店」として登録を行っている。

【は】

バージン材料

天然資源をもとにつくられる材料。これに対するものを再生資源、天然資源ではあるが再生可能なものを再生可能資源という。

バイオマス

生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で「再生可能な、生物由来の有機資源で化石資源を除いたもの」。代表的なものに、トウモロコシやイモ、木くず、もみがら、生ごみなどがある。

バックカスティング

目標等を設定する上で、中・長期的な視点で「目指すべき将来像」を設定し、その実現に向け現時点で必要となる施策を検討し設定する手法。過去のデータや実績に基づき、現在の延長線上で目標等を設定する「フォアキャスト方式」と対照的な手法。

パリ協定

2015年11-12月にフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択された新たな枠組み。京都議定書に代わる2020年以降の温室効果ガス排出削減のため、歴史上はじめてすべての国が参加したもので、平均気温上昇を産業革命前から2℃より十分低く保ち、1.5℃以下に抑える努力を追及することを目的としている。

【ひ】

ヒートアイランド

地表面の人工化(建物、舗装等)やエネルギー消費に伴う人工排熱の増加により、都心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。

ヒートショック

急激な温度の変化により血圧の乱高下や脈拍の変動が起こること。冬場の入浴時

や冷暖房の効いた部屋から外へ出た時などに起こりやすく、脳出血や脳梗塞、心筋梗塞などの深刻な疾患につながる危険性がある。

【ふ】

風力発電

「風の力」で風車を回し、その回転力で発電機を回して発電する方式。1kW以下のマイクロ風車もハイブリッド街灯などに利用されているが、系統連系や経済性の面から2,000kW以上の大型機が広く使われている。

フードチェーン

食品の製造から消費に至るまでの一連の食品供給行程。

フードドライブ

家庭で余っている食品等を持ち寄り、地域の福祉団体や施設等に寄付する活動。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動を行う団体。

ブラウンフィールド(汚染土地)

有害物質等による土壤汚染が存在する、またはその懸念があるために、土地が本来有する潜在的な価値よりも著しく低い用途で利用されているか、利用されずに放置されている土地のこと。

プレ・ポストツアー

会議開催前、あるいは閉会後に計画された、会議出席者及び同伴者のための視察旅行。

フロン類

炭素と水素の他にフッ素や塩素、臭素などのハロゲン元素を多く含む化合物の総称。冷媒や溶媒として大量に使用されてきたが、オゾン層破壊物質や温室効果ガスであることが判明したため、今日、様々な条約・法律によって大幅に使用が規制されている。

狭義の「フロン」は炭素・フッ素・塩素からなるクロロフルオロカーボン(CFC)のみを指すが、塩素を含まないフルオロカーボン(FC)や、水素を含むハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、臭素を含むハロンを含める場合がある。

【へ】

ベースメタル

産業利用される金属のうち、埋蔵量・産出量が多く、精錬が簡単な金属。鉄・銅・亜鉛・錫(すず)・アルミニウムなど。

【ほ】

包摂的

一定の範囲の中につつま込む様子。SDGsの「誰一人取り残さない」の理念を示すもの。

ポリ塩化ビフェニル (PCB)

昭和4年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、難分解性であり生物に蓄積しやすくかつ慢性毒性がある物質であることが明らかになり、生産・使用の中止等の行政指導を経て、昭和49年に化学物質審査規制法に基づき、製造及び輸入が原則禁止された。しかし PCB 廃棄物については、処理施設の整備が進まなかったことなどから、事業者が長期間保管し続けており、平成13年に PCB 廃棄物処理特別措置法が制定され、処理体制の整備を図った上で処理を行うこととなった。

北九州市では、国からの要請により、PCB 廃棄物処理施設の立地(若松区響町)を受け入れ、東京以西31都府県の PCB 廃棄物の処理を進めている。

【ま】

マイクロプラスチック

大きさが5ミリメートル以下の微細なプラスチックごみ。海域のみならず、陸域で廃棄されたプラスチックごみが川を通じて海に流れ出し、そこで次第に微細なマイクロプラスチ

クに分解される。マイクロプラスチックに含有・吸着する化学物質が食物連鎖に取り込まれ、生態系に及ぼす影響が懸念される。

マルチベネフィット

環境対策に伴って発生する様々な付随的な便益。例えば、省エネを推進すれば結果として化石エネルギー消費の削減に繋がり、これは大気汚染の防止、健康改善などをもたらし、更にエネルギーセキュリティの向上にも繋がるなど、様々な便益がもたらされる。

【み】

ミティゲーション

緩和・軽減を意味する。環境アセスメント手続などにおいて、開発を行う際に、生態系などの環境への影響を最小限に抑えるための代替となる処置を行うこと。

また、気候変動の世界では、温室効果ガス排出量を削減し、気候変動を最小限にすることを指す。

ミレニアム開発目標 (MDGs)

Millennium Development Goals の略。2000年9月にニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットで採択された国連ミレニアム宣言を基にまとめられた開発分野における国際社会共通の目標。

MDGs は、極度の貧困と飢餓の撲滅など、2015年までに達成すべき8つの目標を掲げ、達成期限となる2015年までに一定の成果をあげ、その内容は後継となる持続可能な開発のための2030アジェンダのSDGsに引き継がれている。

【も】

モーダルシフト

トラックによる幹線貨物輸送を、CO₂排出量などの環境負荷が小さく、大量輸送が可能な海運又は鉄道に転換すること。

モビリティ・マネジメント

一人ひとりのモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向に、自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心と

した交通政策のこと。例えば、公共交通の時刻表や路線図などのわかりやすい情報を提供し、過度な自家用車の利用から環境にやさしい乗り物である公共交通への利用転換を図る。

【リ】

リノベーション

既存建物を大規模改修し耐震性や省エネ性能など、用途や機能を刷新。高度化し、建築物に新しい価値を加えること。

【れ】

レアメタル（希少金属）

資源としての存在量が少ない、または存在量に関わらず社会的・経済的に採掘・精錬が難しいため、産出量が少ない希少金属の総称。モリブデン、コバルト、ニッケルなど 30 種類以上が該当する。材料にレアメタルを添加することで、強度や磁性、発光などの性能が向上又は発現するため、携帯電話やデジタルカメラ等の電子機器等に用いられている。

レジリエンス

一部の機能が停止しても、全体としての機能を速やかに回復できるしなやかな強靭さ。生態系の多重安定性の概念(生態学的レジリエンス)や心理学・社会科学など様々な観点から用いられているが、今日では、災害など想定外の事態における社会システムや事業の防災力の観点から注目されている。

連携中枢都市圏構想

人口減少・少子高齢社会にあっても、国民が安心して快適な暮らしを営んでいけるようにするため、地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点づくりを進めるもの。

北九州市では、連携中枢都市圏「北九州都市圏域」を形成するため、近隣 16 市町(直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、香春町、荏田町、みやこ町、上毛町、

築上町)と連携協約を締結。

平成 28 年4月に、協約に基づき、具体的な取組を進めるための「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」を策定し、この中で、圏域の環境保全と循環型社会の構築に向けた取組を推進することとしている。

【ろ】

ロックイン

不適切な都市整備・インフラ整備により、いったん設置されると環境上の悪影響が高止まり・固定化されること。

【A】

AI

Artificial Intelligence: 人工知能の略で、「学習」「認識・理解」「予測・推論」「計画・最適化」など、人間の知的活動をコンピュータによって実現するもの。社会のさまざまな課題解決や新たな価値創造を実現する技術。

【B】

BAT

Best Available Technology の略。汚染物質の環境への排出を最大限抑制するため、現実的に利用可能な最新のプロセス、施設、装置を指す。費用、エネルギー、環境要素は考慮されるが、費用・便益分析は求められない。

BONJONO（ボン・ジョーノ）

城野ゼロ・カーボン先進街区としてまちづくりが進められ、平成 28 年 3 月にまちびらき。

ゼロ・カーボン(二酸化炭素の排出量が理論上ゼロになること)を目指した取組として、省エネ・創エネ・IT の技術を取り入れたスマートハウスを整備し、エリア内で新たに整備される住宅街区(計画戸数約 550 戸)の全体で、二酸化炭素削減率 100%以上を目指している。また、環境にやさしい暮らし方が将来に持続されるようにするために、住民・事業者が全員参加してまちの管理・運営を担う「タウンマネジメント」の仕組みも導入している。

【C】

CFRP

Carbon Fiber Reinforced Plastics:炭素繊維強化プラスチックの略。炭素繊維と樹脂の複合材料。軽量、高強度などの優れた特徴により、航空・自動車産業などで、幅広く利用されている一方、リサイクルに課題がある。

CSR（企業の社会的責任）

Corporate Social Responsibility の略。企業活動において、経済的利益の追求に加え、社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、従業員、投資家、地域社会などの利害関係者に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任を果たすことを求める考え方。

CSV（企業の社会的価値の創造）

Creating Shared Value の略。企業が、社会ニーズや問題に取り組むことで社会的価値を創造し、その結果、経済的な価値も創造されることを意味する。

【D】

D I D

Densely Inhabited District の略。人口集中地区。人口密度約 4,000 人/km² 以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口 5,000 人以上を有する地域をいう。

【E】

E S D

Education for Sustainable Development の略。環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そして、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動であり、持続可能な社会づくりの担い手を育てる教育。

ESG投資

環境 (Environment)、社会 (Social)、ガバナンス (Governance) の頭文字を合わせた言葉。投資するために企業の価値を測る材料となる。ESG に関する要素はさまざま、例えば「E」は地球温暖化対策、「S」は女性従業

員の活躍、「G」は取締役の構成などが挙げられる。

【F】

F S C 認証制度（森林認証制度）

Forest Stewardship Council:森林管理協議会が行う認証制度。森林の管理や伐採が、環境や地域社会に配慮して行なわれているかどうかを、信頼できるシステムで評価し、それが行なわれている森林を認証する制度。

【G】

G I S

Geographic Information System の略。地理情報システム。地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

GRP

国内総生産 (Gross Domestic Product、GDP) は、一定期間内に国内で産み出された付加価値の総額のことであるものに対して、GRP (Gross Regional Product: 域内総生産) は、都市など一定の地域内に絞ったもの。

G7北九州エネルギー大臣会合

伊勢志摩サミット(平成 28 年 5 月 26 日～27 日)にあわせて全国各地で開催される閣僚会議のうち、九州では唯一、「エネルギー大臣会合」が平成 28 年 5 月 1～2 日に開催された。林経済産業大臣が議長をつとめ、「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障」の大きなテーマのもと、①エネルギー投資の促進、②エネルギー安全保障の強化、③持続可能なエネルギーについて議論を深め、共同声明「グローバル成長を支えるエネルギー安全保障のための北九州イニシアティブ」を採択した。

【I】

I C T

Information and Communication Technology の略。情報処理や通信に関連す

る技術、産業、設備、サービスなどの総称。日本では「情報通信技術」と訳される。従来よりパソコンやインターネットを使った情報処理や通信に関する技術を指す言葉としては、IT (Information Technology) が使われていたが、最近では情報通信技術を利用した情報や知識の共有・伝達といったコミュニケーションの重要性を伝える意味で ICT の方が一般的に使われるようになってきた。

【J】

JCM

Joint Crediting Mechanism の略。二国間クレジット制度。我が国の優れた低炭素技術や製品の移転により、相手国で温室効果ガスの排出削減・吸収を進め、その削減量の一部を我が国の貢献分(クレジット)として評価する仕組み。

【K】

KITA (公益財団法人北九州国際技術協力協会)

北九州市がこれまでに培った技術や経験を途上国に移転することを目的に、昭和 55 年に設立。以来、北九州市の環境国際協力の実践機関として、国際研修、専門家派遣、コンサルティング、調査研究、国際親善交流など、多彩な活動を実施している。

K-MRV

北九州市低炭素新メカニズム。2050 年までにアジア地域で 150%削減するという目標達成に向け、北九州市が関わるプロジェクトによる CO₂ 排出削減量を定量化(「見える化」)するための仕組み。温室効果ガスの排出削減の実施状況を測定(Measurement)、報告(Reporting)し、その削減状況を検証(Verification)する仕組みを、それぞれの頭文字をとって MRV(測定・報告・検証)という。

【M】

MICE

企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(インセンティブ旅行)(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字の

ことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなどの総称。

【N】

NPO (Non Profit Organization)

非営利組織のこと。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで営利を目的とせず社会的な公益活動を行う組織・団体をいう。

【O】

ODA

Official Development Assistance の略。政府または政府の実施機関によって開発途上国または国際機関に供与されるもので、開発途上国の経済・社会の発展や福祉の向上に役立つために行う資金・技術提供による協力のこと。

【P】

PDCAサイクル

plan-do-check-act の略。計画などの進行管理を円滑に進めるための管理手法の一つ。計画(plan)を立て、計画に基づいて業務を実施(do)し、実施した業務を点検・評価(check)し、見直し(act)を検討し、計画推進に役立てる。

PM2.5 (微小粒子状物質)

大気中に浮遊する粒子状物質のなかで、粒径 2.5 μm(マイクロメートル)以下のもの。浮遊粒子状物質(SPM)より粒径が小さく、健康に一定の影響を及ぼすとの知見があることから、中央環境審議会による答申を踏まえ、平成 21 年 9 月に環境基準が定められた。

POPs (残留性有機汚染物質)

Persistent Organic Pollutants の略。難分解性、高蓄積性、長距離移動性、有害性(人の健康・生態系)を持つ物質のことを指す。POPs による地球規模の汚染が懸念され、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs 条約)が 2004 年 5 月に発効している。

PRTR制度

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく制度。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みをいう。

【S】

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略。地球規模の課題に対応するため、2015年の「国連持続可能な開発サミット」で、193の全ての国連加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中に盛り込まれた2030年の世界目標。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉、経済、気候変動などの17分野に亘る多彩な目標と169のターゲットが掲げられており、今後、社会・経済・環境上の様々な課題に世界各国の市民・企業・行政が協働して取り組んでいくための、最も重要なキーワード、新たなものさしとなる。

【U】

U・Iターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

事業評価票(評価シート)

北九州市環境基本計画 事務事業評価票様式 【平成〇年度】

平成〇〇年3月31日時点 (点検は平成〇〇年6月末時点に実施)

政策目標 基本施策 施策分野	所管局・課	局	課
	担当者		
	連絡先	TEL	
個別プロジェクト	事業期間	年度～	年度
事業概要			

【達成度】 (Achievement)

成果目標がある場合には、それに対する実績を評価します。成果指標のみで成果目標がない場合には、前年度との比較等によって評価を行います。定量的な目標や指標がない場合には、取組目標などを設定し、その取組状況について評価します。

判定基準	目標・指標	現状値	
成果指標 成果目標			
その他の目標 (取組目標など)			
担当課自己評価	点	調整欄	

【有効性】 (Effectiveness)

個別プロジェクトで行われる事業の継続性・発展性と、その社会的な波及効果について評価します。

判断基準	評価		
事業の継続性・発展性	・関係者による事業継続のニーズ・意思や経済的な持続可能性があるか。 ・事業の将来的な拡大・発展が見込まれるか。		
社会への波及効果	・地域社会、市民、企業などに環境保全以外の良い効果や影響を与えているか。		
担当課自己評価	点	調整欄	

【効率性】 (Efficiency)

個別プロジェクトの実施において効率的な経費であるかどうかを、過去の事業や類似事業と照らした事業の成果と、事業コストの関係性(費用対効果)で評価します。また、コスト縮減や収益創出などの仕組みがあるかを評価します。

判断基準	評価		
事業の効果に対して適正な規模の経費であるか。事業成果と事業費や人件費を踏まえた費用対効果はどうか。			
縮減の仕組みがあるか。(受益者負担など)事業を実施することで収益の創出や行政コストの削減が実現したか。			
担当課自己評価	点	調整欄	

コスト		H〇年度決算	H〇年度決算	H〇年度決算	H〇年度決算	H〇年度決算
財源内訳	事業費	千円	千円	千円	千円	千円
	一般財源	千円	千円	千円	千円	千円
	国庫支出金	千円	千円	千円	千円	千円
	県支出金	千円	千円	千円	千円	千円
	その他	千円	千円	千円	千円	千円

コストに関する指標	年度	実績値	コストに関する指標	年度	実績値
事業費の 対前年比		— %	一般財源比率		%
		%			%
		%			%
		%			%
		%			%

【追加コメント】

市民からの要望・期待が特に大きいもの、事業の実施により付随・派生した効果など、上記の指標では示せないものを記述。 ※ 評価で、1つでも「C」又は「D」があった事業は、対応内容（見直し、廃止、拡大など）を具体的に記入してください。	
---	--

【総合評価】

	担当局・室の評価、評価理由説明、今後の方向性				基本計画担当課の評価、評価理由説明、今後の方向性			
	達成度	波及効果	効率性	評価	達成度	波及効果	効率性	評価
点数								
A								
S								
D								

(総合評価)

A: 積極的推進: 8.25点以上 B: 一部見直し: 6点以上～8.25点未満
 C: 抜本的見直し: 4点以上～6点未満 D: 廃止及び休止: 4点未満

【今後の事業方針】

総合評価がA・Bの場合は、目標の深掘りや事業の追加について、評価がC・Dの場合は、事業の改善又は廃止について、今後の方針を記載

<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標の深掘り ・ 事業の追加 ・ 現状維持 ・ 事業内容の改善 ・ 事業の廃止 (いずれか) 	(具体的な内容)
---	----------

計画策定に関する審議経過

開催日	審議会等	審議内容
平成28年8月9日	第47回 環境審議会	○北九州市環境基本計画改定の諮問 ○計画改定にあたっての基本的な考え方、スケジュール等について
平成28年11月22日	第48回 環境審議会	○政策目標、基本施策、主な施策分野などについて
平成29年2月15日	第49回 環境審議会	○計画の方向性、計画骨子(案)について
平成29年4月25日	第50回 環境審議会	○計画(案)について
平成29年8月22日 ～9月21日	環境審議会から改定案の公表及び市民意見募集	
平成29年10月24日	第51回 環境審議会	○市民意見募集の結果について ○答申案について
平成29年11月20日	環境審議会より北九州市長へ答申	

第12期北九州市環境審議会委員名簿

※50音順 敬称略

会 長	浅野 直人	福岡大学 名誉教授
会長代理	上野 照弘	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員長
委 員	赤木 純子	(公財)地球環境戦略研究機関 北九州アーバンセンター タスクマネージャー
〃	壹岐尾 恵美	元北九州ミズ21委員会 第11期委員
〃	上田 直子	北九州市立大学 名誉教授
〃	金子 美咲	市民公募委員(北九州市立大学 学生)
〃	北野 久美	北九州市保育士会 会長、北九州市保育所連盟 副会長
〃	自見 榮祐	(一社)北九州中小企業団体連合会 会長
〃	田仲 常郎	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員
〃	中島 隆治	北九州市議会議員 環境水道委員会 委員
〃	服部 祐充子	地球交遊クラブ 代表
〃	濱小路 兼生	北九州市環境衛生総連合会 会長
〃	樋口 壯太郎	福岡大学大学院工学研究科 教授
〃	細川 文枝	北九州商工会議所女性会 理事〔光進工業㈱〕
〃	松村 佐和子	北九州市女性団体連絡会議 理事
〃	柳井 誠	北九州市議会議員 環境水道委員会 副委員長
〃	山田 真知子	福岡女子大学 名誉教授
〃	山根 小雪	日経BP社 日経エネルギーNext 編集長
〃	吉塚 和治	北九州市立大学国際環境工学部 教授
〃	吉永 聡司	TOTO UNION 副書記長(連合福岡北九州地域協議会)
特別委員	吉留 総	福岡県環境部 次長

(委員の交代)

※50音順 敬称略

氏 名	退任年月日	委員就任時の所属等
波田 千賀子	平成29年2月9日	北九州市議会議員 環境建設委員会 委員
松井 克演	平成29年2月9日	北九州市議会議員 環境建設委員会 委員
松岡 裕一郎	平成29年2月9日	北九州市議会議員 環境建設委員会 副委員長
八記 博春	平成29年2月9日	北九州市議会議員 環境建設委員会 委員長
山下 稔	平成29年3月31日	(特別委員)福岡県環境部 次長

北九州市環境基本計画（改定案）に対する市民意見の募集結果について

北九州市環境基本計画を改定するにあたり、市民意見の募集（パブリックコメント）を実施しました。

1. 意見募集期間

平成 29 年 8 月 22 日（火）～平成 29 年 9 月 21 日（木）

2. 意見提出状況

- (1) 提出者数 18 名
- (2) 提出意見数 63 件
- (3) 提出された意見の内訳

項 目	件 数
計画全般にかかるもの	5
主題、副題、はじめに	4
第 1 部 計画の策定にあたって	3
第 2 部 環境基本計画の目指すもの	6
第 3 部 4つの政策目標とその基本施策・施策分野	27
第 4 部 計画の総合的推進	6
別紙 基本施策を受けた個別プロジェクト施策一覧	3
その他	9
合 計	63

3. 計画への反映状況

項 目	件 数
① 計画に掲載済（一部掲載を含む）	14
② 計画の追加・修正あり	26
③ 計画の追加・修正なし（今後の参考等とする）	19
④ その他	4
合 計	63

目次

第1章 総則(第1条—第7条)
第2章 環境の保全の総合的推進のための施策
第1節 環境基本計画(第8条・第9条)
第2節 基本施策(第10条—第12条)
第3章 環境の保全の個別分野における施策
第1節 環境への負荷の低減のための施策(第13条—第19条)
第2節 地球環境保全のための施策(第20条・第21条)
第4章 市民及び事業者の環境保全活動の促進(第22条—第26条)
第5章 施策の推進体制の整備等(第27条・第28条)
第6章 北九州市環境審議会(第29条)
付則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民一人ひとりが、かつての激甚な公害を克服した経験を活かしつつ、自然、他の地域及び将来の世代と関わりながら生活しているという認識の下、多様化し、地球全体に広がる環境問題に取り組み、持続的発展が可能な都市づくりを進めるための基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の役割を明らかにするとともに、環境の保全（良好な環境の創出を含む。以下同じ。）に関する施策の基本的事項を定めることにより、市の自然的社会的条件に応じた施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- 2 この条例において「地球環境保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全は、次に掲げる基本理念に基づき行わなければならない。

- (1) 環境への負荷が少ない持続的発展が可能な都市を築き、将来の市民に良好な環境を継承していくこと。
- (2) すべての市民が安全で快適な生活環境を確保すること。
- (3) 豊かな自然環境と生物の多様性を保ちつつ、市民と自然とのふれあいを推進すること。
- (4) 市、事業者及び市民が地球環境保全を自らの問題として認識し、それぞれが事業活動及び日常生活における環境の保全のための取組を積極的に行うこと。
- (5) アジアの地域をはじめとする海外の地域と環境の保全に関する国際協力を積極的に行うこと

により、持続的発展が可能な都市の構築に寄与するとともに、地球環境保全その他の環境の保全の推進を図ること。

- (6) 前各号に掲げる理念を実現するため、市、事業者及び市民がそれぞれの役割を自覚し、公平な役割分担の下に、相互に協力かつ連携して取り組むこと。

(市の役割)

第4条 市は、市の区域の自然的社会的条件に応じ、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、施策を策定し、実施するに当たっては、自ら率先して環境への負荷を低減するように努めなければならない。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動に伴う環境への負荷をできる限り低減するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。
- 3 事業者は、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の役割)

第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

(年次報告)

第7条 市長は、毎年、環境の状況及び環境の保全に関する施策を明らかにした報告書を作成し、これを市議会に提出するとともに、市民に公表しなければならない。

第2章 環境の保全の総合的推進のための施策

第1節 環境基本計画

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- (1) 環境の保全に関する目標
 - (2) 環境の保全に関する総合的な施策の方針
 - (3) 前2号に定めるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北九州市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 市長は、定期的に環境基本計画に基づく施策の進ちょく状況を点検するとともに、必要があると認めるときは環境基本計画を変更するものとする。
- 6 第3項及び第4項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

- 7 市長は、環境基本計画に基づく施策を推進するに当たって必要があるときは、別に部門ごとの計画を定めることができる。

(具体的な施策との整合性)

第9条 市は、具体的な施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画との整合性を図らなければならない。

第2節 基本施策

(施策の策定及び実施における環境影響評価の推進)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策の策定及び実施に際し、環境の保全について配慮しなければならない。

- 2 市は、前項の規定により環境の保全について配慮するときは、環境への影響について最新の科学的知見に基づき適正に調査、予測又は評価を行うように努めなければならない。

(調査研究の振興)

第11条 市は、環境の保全に資する調査研究の振興を図るため、調査研究体制の整備、研究開発の推進、その成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、前項の目的を達成するため、国、他の地方公共団体、海外の地域並びに研究機関、事業者及び市民と積極的に連携を図るものとする。

(環境保全協定の締結)

第12条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷を低減するためその他この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者と環境への負荷の低減その他の環境の保全に関する協定を締結することができる。

第3章 環境の保全の個別分野における施策

第1節 環境への負荷の低減のための施策

(廃棄物等の排出抑制等の促進)

第13条 市は、市民及び事業者による廃棄物等の排出の抑制、減量化、再生利用及び再資源化並びに適正処理が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たり、廃棄物等の排出の抑制、減量化、再生利用及び再資源化並びに適正処理に努めなければならない。

(資源及びエネルギーの効率的な利用の促進)

第14条 市は、市民及び事業者による資源及びエネルギーの効率的な利用並びに太陽熱、太陽光、風力その他の環境への負荷の少ないエネルギー（以下「自然エネルギー」という。）の利用が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たり、資源及びエネルギーの効率的な利用並びに自然エネルギーの利用に努めなければならない。
- 3 市は、資源及びエネルギーの効率的な利用に資するため、耐久性、断熱性等に優れ、かつ、環境に配慮した建築物を普及させるように努めなければならない。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が促進され

るように必要な措置を講じなければならない。

(環境産業の振興)

第16条 市は、環境への負荷の低減に資する技術の研究、製品の開発、役務の提供等を行う産業の振興を図るために必要な措置を講じなければならない。

(自動車公害対策の推進)

第17条 市は、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車及び同条第3項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。）の運行に起因する大気の汚染、騒音及び振動（以下「自動車公害」という。）の防止を図るため、関係機関との連携及び協力を図る体制を整備し、自動車公害の防止に関する施策を総合的に実施するとともに、事業者及び市民による自動車公害の防止に関する自主的な行動を促進するために必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者及び市民は、効率的な自動車の使用、環境への負荷の少ない自動車の購入等により、事業活動及び日常生活において自動車公害の防止に努めるとともに、市及び関係機関の行う自動車公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

(化学物質対策)

第18条 市は、化学物質による環境への影響の未然の防止を図るとともに、化学物質による環境への負荷を低減させるため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 化学物質による環境への影響に関する情報収集及び調査研究
- (2) 化学物質による環境への影響に関する市民の理解を促進させるための措置
- (3) 事業者が行う化学物質の適正な管理及びその排出の抑制を促進するための措置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、事業活動により蓄積された有害な化学物質の適正な管理又はその除去を促進するための措置

(自然環境の保全及び自然とのふれあいの推進)

第19条 市は、多様な自然環境の適正な保全及び創造に努めるとともに、動植物の生育環境等に配慮し、生物の多様性の確保に努めなければならない。

- 2 市は、市民が自然とふれあうことのできる場の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するために必要な措置を講じなければならない。

第2節 地球環境保全のための施策

(地球環境保全のための施策の推進)

第20条 市は、地球温暖化対策その他の地球環境保全に貢献するための施策を積極的に推進しなければならない。

(環境国際協力の推進)

第21条 市は、地球環境保全その他の環境の保全に関する国際協力を積極的に推進するため、環境の保全に関する情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 市は、地球環境保全その他の環境の保全に関する国際協力の実施に当たり、市民及び事業者がこれまで蓄積した公害の克服その他の環境の保全に関する知識、経験、技術等を積極的に活用できるように必要な措置を講じなければならない。

第4章 市民及び事業者の環境保全活動の促進

(市民参加)

第22条 市は、環境の保全に関する施策を実施するに当たっては、市民及び事業者の参加の機会を確保するように努めなければならない。

- 2 市は、市民及び事業者の参加の機会を確保するに当たり、性別、職業等の違いにより参加の機会の平等が損なわれることのないように努めなければならない。

(情報の収集及び提供)

第23条 市は、環境の保全に関する情報の収集に努めるとともに、市民及び事業者がこれらの情報を共有し、その適切な利用を図ることができるように必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、自ら有する環境の保全に関する情報を積極的に公開するように努めなければならない。

(環境の保全に関する教育及び学習の推進)

第24条 市は、市民及び事業者が環境の保全について理解を深め、学校、家庭、地域、職場等において、地域及び対象者に応じた内容及び方法による環境の保全に関する教育及び学習が推進されるように、環境の保全に関する必要な情報の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

(民間団体等の自発的活動の促進)

第25条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

(事業活動に伴う環境への負荷の低減のための取組の促進)

第26条 市は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、事業者による環境管理に関する制度の導入等の取組が促進されるように必要な措置を講じなければならない。

第5章 施策の推進体制の整備等

(施策の推進体制の整備)

第27条 市は、環境の保全に関する施策について総合的な調整を行い、及び計画的に推進するため、体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。

(国及び地方公共団体との協力)

第28条 市は、市の区域における環境の保全を図るため、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めなければならない。

第6章 北九州市環境審議会

第29条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、北九州市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 環境基本計画に関すること。

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項に関すること。

- 3 審議会は、委員20人以内で組織する。

- 4 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

- 5 委員及び特別委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱す

る。

- 6 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 特別委員の任期は、特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。

(北九州市環境審議会条例の廃止)

- 2 北九州市環境審議会条例(平成6年北九州市条例第27号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(北九州市環境審議会委員の経過措置)

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第3条第3項の規定により北九州市環境審議会の委員又は特別委員として委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第29条第5項の規定により北九州市環境審議会の委員又は特別委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第6項の規定にかかわらず、同日における従前の北九州市環境審議会の委員又は特別委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(趣旨)

第1条 この規則は、北九州市環境基本条例（平成12年北九州市条例第71号）第29条第8項の規定に基づき、北九州市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第3条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び特別委員の互選によってこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 前条第3項の規定は、部会長に準用する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(招集)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 部会は、部会長が招集する。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前2項の規定は、部会に準用する。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境局において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則**(施行期日)**

1 この規則は、平成13年1月1日から施行する。

(北九州市環境審議会条例施行規則の廃止)

2 北九州市環境審議会条例施行規則（平成6年北九州市規則第42号）は、廃止する。

(北九州市環境審議会の会長の経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に従前の北九州市環境審議会の会長である者は、この規則の施行の日に、第2条第1項の規定により北九州市環境審議会の会長として定められたものとみなす。